



山形県公報

令和元年10月11日（金）
第46号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…589
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………（循環型社会推進課）… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…590
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…591
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（県産米ブランド推進課）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…592
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）… 同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（税 政 課）…593
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（防災危機管理課）… 同
- 同……………（山形警察署）… 同
- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…594
- 平成30年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（ 同 ）…600
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（ 同 ）…606

## 告 示

### 山形県告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和元年9月13日招集した山形県議会定例会は、同年10月4日閉会した。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第354号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において令和元年11月11日まで縦覧に供する。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
最上郡最上町大字東法田928番地  
株式会社最上クリーンセンター  
代表取締役 沓澤伸明

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
最上郡最上町大字東法田字大沢山928番418
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及びコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）並びに陶磁器くず、鉦さい、がれき類並びにばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）
- 5 申請年月日  
令和元年7月12日
- 6 その他  
この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
 (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）  
 (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項  
 (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

**山形県告示第355号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地          | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|------------------------------|----------------------|-------------|-----|------------|
| NPO法人にじいろ<br>最上郡舟形町舟形43番地    | にじいろ<br>最上郡舟形町舟形43番地 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 令和元. 10. 1 |

**山形県告示第356号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|--------------------|--------------------------|----------|------------|
| 有限会社ヘルズ            | 南陽市ケアサプライ<br>南陽市宮内2913番地 | 福祉用具貸与   | 令和元. 9. 30 |
| 有限会社ヘルズ            | 南陽市ケアサプライ<br>南陽市宮内2913番地 | 特定福祉用具販売 | 同          |

**山形県告示第357号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類      | 廃止年月日      |
|----------------------|--------------------------|--------------|------------|
| 有限会社ヘルズ              | 南陽市ケアサブライ<br>南陽市宮内2913番地 | 介護予防福祉用具貸与   | 令和元. 9. 30 |
| 有限会社ヘルズ              | 南陽市ケアサブライ<br>南陽市宮内2913番地 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

**山形県告示第358号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                           | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|------------------------------|---------------------------------------|-------------|-----|------------|
| 株式会社クレアス<br>東田川郡庄内町余目字館41番地  | T e T o T e o<br>東田川郡庄内町余目字館之内73番地の20 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 令和元. 9. 30 |

**山形県告示第359号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号  
令和元年10月1日  
72
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東根市農業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 勝藏  
東根市新田町二丁目1-10
- 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米 国内産大豆
- 登録の区分  
品位等検査
- 農産物検査を行う区域  
山形県
- 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所           | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|---------------|----------------|------------|
| 安 達 清 春 | 東根市本丸東4-34    | 玄米、大豆          | 国内産農産物に限る。 |
| 鈴 木 晃 悦 | 尾花沢市禁町一丁目6-15 | 玄米、大豆          |            |
| 植 松 美智也 | 東根市大字羽入686    | 玄米、大豆          |            |
| 太 田 孝   | 東根市大字羽入1310   | 玄米、大豆          |            |

|         |                                    |       |
|---------|------------------------------------|-------|
| 太 田 和 光 | 東根市大字野川23-3                        | 玄米、大豆 |
| 滝 口 真   | 東根市大字野川1237                        | 玄米、大豆 |
| 三 浦 友 和 | 東根市大字長瀬1338                        | 玄米、大豆 |
| 奥 山 祐 介 | 東根市大字沼沢2734-156                    | 玄米、大豆 |
| 渡 辺 智 信 | 東根市さくらんぼ駅前二丁目4-10 F<br>KコンフォールA121 | 玄米、大豆 |
| 安 達 巧   | 東根市大字蟹沢366                         | 玄米、大豆 |
| 清 水 博 幸 | 尾花沢市上町三丁目3-39                      | 玄米、大豆 |
| 早 坂 茂 樹 | 東根市一本木二丁目5-19                      | 玄米、大豆 |
| 浅野目 忠   | 東根市大字長瀬1427                        | 玄米、大豆 |
| 原 田 晋太郎 | 天童市大字川原子2979-1                     | 玄米、大豆 |
| 大 越 崇 生 | 東根市四ツ家一丁目6-12                      | 玄米、大豆 |
| 舘 下 勇   | 東根市本丸南一丁目5-29                      | 玄米、大豆 |
| 笹 原 慎之介 | 尾花沢市若葉町三丁目5-12                     | 玄米、大豆 |
| 高 梨 剛   | 寒河江市ほなみ一丁目2-1                      | 玄米、大豆 |

**山形県告示第360号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大蔵村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡大蔵村大字清水地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和元年9月20日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第361号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道置総建第344号
- 2 指定の場所 長井市四ツ谷二丁目3725番1の一部、3725番3の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル以上6.18メートル以下

延長 117.20メートル

4 指定年月日 令和元年10月1日

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム利用環境導入及び運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 209,533,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和元年7月12日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年10月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県防災行政通信ネットワーク保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2671
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年9月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 41,250,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年10月11日

山形県山形警察署長 遠 藤 俊 悦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
電力の供給 契約電力153キロワット、使用電力量705,486キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県山形警察署 山形市松山一丁目1番23号 電話番号023(627)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年9月20日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

| 期 間                        | 基本料金単価（1kwにつき） |
|----------------------------|----------------|
| 令和元年10月1日から<br>令和4年3月31日まで | 2,339.25円      |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間                        | 電力量料金単価（1kwhにつき） |
|----------------------------|------------------|
| 令和元年10月1日から<br>令和4年3月31日まで | 夏季 14.36円        |
|                            | その他季 13.38円      |

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和元年8月及び9月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年10月11日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
山形県監査委員 木 村 忠 三  
山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関78箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関             | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------|-----------|-------------|------|
| 環 境 企 画 課               | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |
| エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課     | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |
| 水 大 気 環 境 課             | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |
| 循 環 型 社 会 推 進 課         | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |
| み ど り 自 然 課             | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |
| 子 育 て 支 援 課             | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |
| 子 ど も 家 庭 課             | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |
| 若 者 活 躍 ・ 男 女 共 同 参 画 課 | 令和元年8月6日  | 小野委員        | 武田委員 |

|                     |           |      |       |
|---------------------|-----------|------|-------|
| 企 画 調 整 課           | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 総 合 交 通 政 策 課       | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 情 報 政 策 課           | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 防 災 危 機 管 理 課       | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 消 防 救 急 課           | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 消 費 生 活 ・ 地 域 安 全 課 | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 食 品 安 全 衛 生 課       | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局     | 令和元年8月6日  | 木村委員 | 海老名委員 |
| 産 業 政 策 課           | 令和元年8月8日  | 小野委員 | 海老名委員 |
| 中 小 企 業 振 興 課       | 令和元年8月8日  | 小野委員 | 海老名委員 |
| 工 業 戦 略 技 術 振 興 課   | 令和元年8月8日  | 小野委員 | 海老名委員 |
| 商 業 ・ 県 産 品 振 興 課   | 令和元年8月8日  | 小野委員 | 海老名委員 |
| 貿 易 振 興 課           | 令和元年8月8日  | 小野委員 | 海老名委員 |
| 雇 用 対 策 課           | 令和元年8月8日  | 小野委員 | 海老名委員 |
| 広 報 広 聴 推 進 課       | 令和元年8月8日  | 木村委員 | 武田委員  |
| 人 事 課               | 令和元年8月8日  | 木村委員 | 武田委員  |
| 学 事 文 書 課           | 令和元年8月8日  | 木村委員 | 武田委員  |
| 税 政 課               | 令和元年8月8日  | 木村委員 | 武田委員  |
| 市 町 村 課             | 令和元年8月8日  | 木村委員 | 武田委員  |
| 統 計 企 画 課           | 令和元年8月8日  | 木村委員 | 武田委員  |
| 財 政 課               | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |
|                     |           | 木村委員 | 海老名委員 |
| 管 理 課               | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 建 設 企 画 課           | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |

|             |           |      |       |
|-------------|-----------|------|-------|
| 県土利用政策課     | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 道路整備課       | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 道路保全課       | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 空港港湾課       | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 建築住宅課       | 令和元年8月23日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 秘書課         | 令和元年8月23日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 行政改革課       | 令和元年8月23日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 管財課         | 令和元年8月23日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 農政企画課       | 令和元年8月23日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 農業経営・担い手支援課 | 令和元年8月23日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 6次産業推進課     | 令和元年8月23日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 県産米ブランド推進課  | 令和元年8月23日 | 木村委員 | 海老名委員 |
| 都市計画課       | 令和元年8月26日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 下水道課        | 令和元年8月26日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 河川課         | 令和元年8月26日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 砂防・災害対策課    | 令和元年8月26日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 会計局         | 令和元年8月26日 | 小野委員 | 武田委員  |
| 農業技術環境課     | 令和元年8月29日 | 武田委員 | —     |
| 園芸農業推進課     | 令和元年8月29日 | 武田委員 | —     |
| 畜産振興課       | 令和元年8月29日 | 武田委員 | —     |
| 水産振興課       | 令和元年8月29日 | 武田委員 | —     |
| 農村計画課       | 令和元年8月29日 | 武田委員 | —     |
| 農村整備課       | 令和元年8月29日 | 武田委員 | —     |
| 森林ノミクス推進課   | 令和元年8月29日 | 武田委員 | —     |



|                 |          |      |       |
|-----------------|----------|------|-------|
| 健康福祉企画課         | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 地域福祉推進課         | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 地域医療対策課         | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 健康づくり推進課        | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 長寿社会政策課         | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 障がい福祉課          | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 観光立県推進課         | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| インバウンド・国際交流推進課  | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 県民文化スポーツ課       | 令和元年9月2日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 教育庁総務課          | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 教職員課            | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 文化財・生涯学習課       | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 義務教育課           | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 特別支援教育課         | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 高校教育課           | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 福利課             | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| スポーツ保健課         | 令和元年9月2日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 山形県総合文化芸術館整備推進課 | 令和元年9月3日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 議会事務局           | 令和元年9月3日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 監査委員事務局         | 令和元年9月3日 | 小野委員 | 海老名委員 |
| 総務厚生課           | 令和元年9月3日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 警察本部            | 令和元年9月3日 | 木村委員 | 武田委員  |
| 労働委員会事務局        | 令和元年9月3日 | 木村委員 | 武田委員  |

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 子ども家庭課

(イ) 不納欠損処分が適切でないものがある。

(内容)

時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1年を超えて不納欠損処分を行っていないもので3万円以上のもの 1件

児童扶養手当返納金 1,459,580円

時効起算日 平成24年12月6日

時効満了日 平成29年12月5日

時効完成日 平成29年12月6日

(ロ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

額の確定をしているにもかかわらず、補助金を支払っていないもの 1件

山形県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金

額の確定日 平成31年4月25日

補助金額 640,000円

## ロ 道路整備課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

額の確定日から支払までの期間が3箇月以上のもの 1件

平成30年度「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金

額の確定日 平成30年12月26日

支払日 平成31年4月26日

## ハ 建築住宅課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

額の確定日から支払までの期間が3箇月以上のもの 1件

平成30年度がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

額の確定日 平成30年10月3日

支払日 平成31年1月10日

## ニ 管財課

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

(内容)

債権の督促について、納期限後20日以内に督促状を交付すべきところ、正当な理由もなく交付していないもの 1件

平成30年度山形県庁舎広告掲出事業に係る広告掲出料

調定日 平成30年4月9日

調定額 2,484,000円

納期限 平成30年4月27日

納入日 平成30年6月26日

## ホ 健康福祉企画課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 5件

主な事例は以下のとおり

平成30年度新型インフルエンザ対応医療機関設備整備（外来）

実績報告日 平成30年11月19日

額の確定日 平成31年3月14日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 9件

主な事例は以下のとおり

平成30年度新型インフルエンザ対応医療機関設備整備（外来）

実績報告日 平成30年12月14日

額の確定日 平成31年3月14日

へ インバウンド・国際交流推進課

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前年度会計の監査において指摘された事項について、同様の遅延等が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないものがある。

a 支出事務が適切でないものがある。

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

3箇月超 8件

2箇月超 52件

b 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

業務委託契約において、契約保証金の納入前に契約を締結したもの 1件

映画・テレビドラマを活用したタイ誘客事業

契約締結日 平成30年10月26日

契約金額 9,990,000円

契約保証金納入日 平成30年11月30日

契約保証金 999,000円

(ロ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 10件

主な事例は以下のとおり

平成30年度山形県海外相互交流拡大支援事業補助金

実績報告日 平成30年6月29日

額の確定日 平成31年1月25日

ト 県民文化スポーツ課

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

補助金等の交付事務が適切でないものがある。

額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のもの 1件

平成30年度国民文化祭派遣事業費補助金

額の確定日 平成31年2月8日

支払日 平成31年4月8日

チ スポーツ保健課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

補助事業に係る実績報告の確認が不十分な100万円以上もの 1件

平成30年度山形県競技スポーツ強化費補助金

補助金額 1,257,694円

リ 総務厚生課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

扶養手当について、毎年実施している確認事務が適切でなかったため、支給要件を欠いていたにもかかわらず支給し、そのうち時効により消滅していない5年分を期末手当等とともに返納させたもの 1件

扶養手当支給期間 平成17年12月から平成30年10月まで

事実確認日 平成30年10月18日

返納額合計 680,425円

扶養手当 平成25年11月から平成30年10月まで 390,000円

期末手当 平成25年12月から平成30年6月までに支給した額の一部 82,875円

勤勉手当 平成25年12月から平成27年6月までに支給した額の一部 17,550円  
 寒冷地手当 平成25年11月から平成30年3月までに支給した額の一部 190,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

- (イ) 年度所属区分又は会計区分を誤ったもので、節又は細節で1万円以上のものがある。(産業政策課)
- (ロ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(観光立県推進課)
- (ハ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(地域福祉推進課、障がい福祉課、県民文化スポーツ課)

ロ 契 約

- (イ) 落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったものがある。(みどり自然課)

ハ 補助金

- (イ) 経費配分の変更及び事業内容の変更の承認手続を行っていないものがある。(子育て支援課、農業経営・担い手支援課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和元年7月から同年8月までに実施した平成30年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月11日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

1 山形県公立大学法人

監査実施年月日 令和元年7月18日  
 担当監査委員 木村忠三、海老名信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                   | 団 体 の 目 的                                                                                                                                |
|----------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,053,160,000円 | 基本財産の現在額<br>2,053,160,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称          | 補助等対象事業費       | 補助等の金額       | 補助等の目的                                     |
|-----------------|----------------|--------------|--------------------------------------------|
| 山形県公立大学法人運営費交付金 | 1,034,924,000円 | 568,062,000円 | 県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 公立大学法人山形県立保健医療大学

監査実施年月日 令和元年7月26日

担当監査委員 木村忠三、海老名信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                   | 団 体 の 目 的                                                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2,941,881,000円 | 基本財産の現在額<br>2,941,881,000円<br>県の出資割合 100% | 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称          | 補助等対象事業費       | 補助等の金額       | 補助等の目的                                     |
|-----------------|----------------|--------------|--------------------------------------------|
| 山形県公立大学法人運営費交付金 | 1,011,326,950円 | 682,715,000円 | 県が設立する公立大学法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営費を交付する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日 令和元年8月30日

担当監査委員 海老名信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額           | 基本財産の状況                                     | 団 体 の 目 的                                                                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10,926,926,307円 | 基本財産の現在額<br>18,797,310,029円<br>県の出資割合 58.1% | 地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

4 公益財団法人山形県企業振興公社

監査実施年月日 令和元年7月26日

担当監査委員 小野幸作、武田一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                  | 団 体 の 目 的                                                             |
|--------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 158,080,000円 | 基本財産の現在額<br>293,110,000円<br>県の出資割合 53.9% | 中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、もって地域経済の振興に寄与する。 |

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名     | 30年度管理経費等   | 指 定 期 間                     | 業 務 の 内 容                        |
|---------------|-------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 山形県産業創造支援センター | 14,507,320円 | 平成29年4月1日<br>～<br>令和2年3月31日 | 山形県産業創造支援センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務 |

ハ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                 | 補助等対象事業費     | 補助等の金額                       | 補助等の目的                                               |
|------------------------|--------------|------------------------------|------------------------------------------------------|
| 山形県企業振興公社運営費補助金        | 120,222,235円 | 84,804,663円                  | 公社の運営に要する経費に対し補助する。                                  |
| 山形県経営基盤強化体制整備事業費等補助金   | 51,294,231円  | 41,731,961円                  | 県内中小企業の経営基盤の強化、創業支援等に寄与するために実施する事業に対し補助する。           |
| 山形県自動車関連産業集積促進等事業費補助金  | 11,887,780円  | 10,195,780円                  | 自動車関連産業に関する県内企業の取引拡大等及び生産管理能力の向上を図るための事業に対し補助する。     |
| 山形県中小企業成長支援事業費補助金      | 25,209,143円  | 19,522,508円                  | 県内中小企業の販路開拓・拡大を支援する事業に対し補助する。                        |
| 山形県下請企業振興事業費補助金        | 15,710,216円  | 12,039,216円                  | 県内中小企業の振興等に寄与するため下請取引のあっせん等を行う事業に対し補助する。             |
| 山形県成長分野販路開拓支援事業費補助金    | 2,000,000円   | 2,000,000円                   | 中小企業の成長分野への新規参入及び取引拡大を促進するため、展示会等への出展を支援する事業に対し補助する。 |
| 山形県航空機産業マッチング等支援事業費補助金 | 1,159,000円   | 1,159,000円                   | 県内企業の航空機関連産業への新規参入・取引拡大のための事業に対し補助する。                |
| 商談会共催負担金               | —            | 2,300,000円                   | 県内企業の受発注拡大に資する商談会の開催に必要な負担金を交付する。                    |
| 補助等の名称                 | 借入金残高        | 補 償 期 間                      | 補助等の目的                                               |
| 設備貸与事業会計（損失補償）         | 12,643,000円  | 平成25年4月17日<br>～<br>令和3年3月31日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金                                   |
| 設備貸与事業会計（損失補償）         | 9,296,000円   | 平成26年4月1日<br>～<br>令和2年3月31日  | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金                                   |
| 設備貸与事業会計（損失補償）         | 102,591,000円 | 平成27年4月1日<br>～<br>令和8年10月22日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金                                   |
| 設備貸与事業会計（損失補償）         | 63,386,000円  | 平成28年4月1日<br>～<br>令和9年12月25日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金                                   |
| 設備貸与事業会計（損失補償）         | 139,280,000円 | 平成29年4月3日<br>～<br>令和10年9月25日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金                                   |

|                    |              |                              |                        |
|--------------------|--------------|------------------------------|------------------------|
| 設備貸与事業会計<br>(損失補償) | 140,478,000円 | 平成30年4月2日<br>～<br>令和12年2月27日 | 設備貸与事業の実施に伴う設備調達<br>資金 |
|--------------------|--------------|------------------------------|------------------------|

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

5 山形県信用保証協会

監査実施年月日 令和元年8月30日

担当監査委員 木村忠三、武田一夫

(1) 監査事項

イ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称               | 補助等対象事業費   | 補助等の金額                        | 補助等の目的                                       |
|----------------------|------------|-------------------------------|----------------------------------------------|
| 山形県信用保証協会保証料補給補助金    | —          | 383,332,000円                  | 中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。 |
| 山形県信用保証協会保証料補給特別補助金  | —          | 10,277,000円                   | 中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。 |
| 補助等の名称               | 損失補償の対象額   | 補償期間                          | 補助等の目的                                       |
| 山形県商工業振興資金融資制度（損失補償） | 8,510,628円 | 平成16年6月21日<br>～<br>令和2年10月15日 | 中小企業再生支援資金                                   |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 公益社団法人山形県観光物産協会

監査実施年月日 令和元年8月30日

担当監査委員 海老名信乃

(1) 監査事項

イ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                                                  | 借入金残高          | 補償期間                         | 補助等の目的                                             |
|---------------------------------------------------------|----------------|------------------------------|----------------------------------------------------|
| 公益社団法人山形県観光物産協会が実施する山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付事業に伴う資金融資（損失補償） | 2,214,679,688円 | 平成31年3月29日<br>～<br>令和2年3月31日 | 公益社団法人山形県観光物産協会がJR東日本に対し実施する山形新幹線新庄延伸工事等に係る無利子貸付資金 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

7 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日 令和元年7月26日

担当監査委員 小野幸作、武田一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額          | 基本財産の状況                                       | 団 体 の 目 的                                                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 863, 429, 812円 | 基本財産の現在額<br>1, 977, 518, 108円<br>県の出資割合 43.7% | 農業生産基盤の整備・充実、農業及び農業・農村を起点とする産業を担う人材の育成・確保並びに農業経営及び地域資源を活用した産業創出を通じた価値創造活動に対する支援に関する事業を行い、本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与する。 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                        | 補助等対象事業費       | 補助等の金額                       | 補助等の目的                                                            |
|-------------------------------|----------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| やまがた農業支援センター運営強化事業費補助金        | 41, 828, 661円  | 28, 215, 725円                | 公益財団法人やまがた農業支援センターが行う農地中間管理機構の推進体制強化のために要する経費に対し補助する。             |
| 山形県農地集積・集約化対策事業費補助金           | 152, 825, 209円 | 152, 822, 964円               | 農地中間管理事業の実施に要する経費に対し補助する。                                         |
| 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金  | 35, 528, 707円  | 35, 528, 707円                | 担い手育成支援等のため、公益財団法人やまがた農業支援センターが実施する事業に要する経費に対し補助する。               |
| 山形県農業経営法人化等総合支援事業費補助金（国庫補助事業） | 13, 627, 173円  | 13, 627, 173円                | 農業経営の法人化を推進するとともに経営の質の向上を支援する事業に要する経費に対し補助する。                     |
| 山形県農業経営法人化等総合支援事業費補助金（県単独事業）  | 14, 684, 363円  | 5, 771, 159円                 | 農業経営の法人化を推進するとともに経営の質の向上を支援する事業に要する経費に対し補助する。                     |
| 山形県元気な農業経営ビジネスプラン策定支援事業費補助金   | 2, 234, 212円   | 2, 234, 212円                 | トップランナーや法人化等を目指す経営体のビジネスプランの策定等を支援する事業に要する経費に対し補助する。              |
| 山形県地域の経営基盤と技術の継承支援事業費補助金      | 3, 746, 060円   | 3, 746, 060円                 | 新規就農者受入協議会等が実施する遊休農地等を活用し就農希望者へ農地と技術を継承する取組みを支援する事業に要する経費に対し補助する。 |
| やまがた農商工連携ファンド運営事業費補助金         | 4, 394, 801円   | 4, 394, 801円                 | やまがた農商工連携ファンド事業の運營業務等に要する経費に対し補助する。                               |
| 山形県6次産業化サポート事業費補助金            | 3, 072, 122円   | 3, 072, 122円                 | 農林漁業者等の6次産業化を支援する事業に要する経費に対し補助する。                                 |
| 山形県安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金        | 24, 221, 259円  | 17, 064, 876円                | やまがた農産物安全・安心取組認証事業等に要する経費に対し補助する。                                 |
| 補助等の名称                        | 借入金残高          | 補 償 期 間                      | 補助等の目的                                                            |
| 農地保有合理化事業資金（損失補償）             | 109, 655, 800円 | 平成22年5月11日<br>～<br>令和4年1月29日 | 農用地の買入、借入及び農業用機械の借入等資金                                            |



(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

8 公益財団法人山形県林業公社

監査実施年月日 令和元年8月30日

担当監査委員 木村忠三、武田一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団 体 の 目 的                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10,000,000円 | 基本財産の現在額<br>10,000,000円<br>県の出資割合 100% | 森林資源の造成整備を図るとともに、森林、林業に関する普及啓蒙等を行うことにより水源涵養 <sup>かん</sup> を図り、国土の保全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって住民生活の安定と農山村経済の振興に寄与する。 |

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

| 補助等の名称                | 補助等対象事業費       | 補助等の金額          | 補助等の目的                                   |
|-----------------------|----------------|-----------------|------------------------------------------|
| 山形県森林施業支援事業費補助金       | 93,161,880円    | 58,451,670円     | 森林資源の培養と保続を図る環境保全直接支援事業（除間伐、枝打等）に対し補助する。 |
| 山形県合板・製材生産性強化対策事業費補助金 | 71,909,640円    | 49,966,300円     | 木材加工流通施設等の整備及び間伐材の生産並びに森林作業道整備に対し補助する。   |
| 山形県森林整備活性化資金利子補給補助金   | 25,754,452円    | 25,754,452円     | 日本政策金融公庫からの借入金利子の一部に対し補助する。              |
| 公益財団法人山形県林業公社事業資金     | —              | 21,486,917,845円 | 林業公社が行う森林の保育及び伐採等に必要な資金の貸付               |
| 補助等の名称                | 借入金残高          | 補 償 期 間         | 補助等の目的                                   |
| 林業基盤整備資金（損失補償）        | 4,434,333,000円 | 50年             | 分収林事業（造林用）資金（有利子貸付）                      |
| 森林整備活性化資金（損失補償）       | 1,556,726,600円 | 15年、30年         | 分収林事業（造林用）資金（無利子貸付）                      |
| 分収林機能高度化資金（損失補償）      | 279,237,813円   | 20年             | 林業経営維持資金                                 |
| 借換資金（損失補償）            | 1,940,921,268円 | 38年             | 日本政策金融公庫からの借換資金（市中銀行）                    |
| 林業経営安定資金（損失補償）        | 1,055,135,945円 | 19年～35年         | 林業経営維持・施業転換資金                            |
| 利用間伐推進資金（損失補償）        | 65,260,000円    | 15年             | 森林整備及び償還円滑化資金                            |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

9 山形県土地開発公社

監査実施年月日 令和元年7月23日

担当監査委員 小野幸作、武田一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額       | 基本財産の状況                                | 団 体 の 目 的                                           |
|-------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 30,000,000円 | 基本財産の現在額<br>30,000,000円<br>県の出資割合 100% | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 山形県道路公社

監査実施年月日 令和元年8月30日

担当監査委員 海老名信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

| 県の出資額        | 基本財産の状況                                 | 団 体 の 目 的                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 366,000,000円 | 基本財産の現在額<br>366,000,000円<br>県の出資割合 100% | 山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。 |

ロ 借入金の保証をしているもの出納その他の事務の執行状況

| 借入金名         | 借入金残高       | 保 証 期 間                      | 借入金の使途       |
|--------------|-------------|------------------------------|--------------|
| 山形駅西口駐車場建設資金 | 24,930,000円 | 平成12年4月19日<br>～<br>令和2年3月20日 | 山形駅西口駐車場の建設費 |

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和元年7月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和元年9月20日付けで山形県知事から通知があった。

令和元年10月11日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 所 管 課<br>(対象施設等)                        | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい福祉課<br>(山形県福祉休養<br>ホーム 寿海荘)          | <p>(個人情報の管理徹底について)</p> <p>宿帳には個人情報に属するものが含まれているため、特定の者以外、容易に閲覧できないよう管理を行う必要がある。</p> <p>県は、宿帳等を含め個人情報の取扱いについて、管理を徹底するよう指定管理者を指導する必要がある。</p>                                                                             | <p>指定管理者に対し、個人情報の取扱いについて管理徹底するよう指導を行った。</p> <p>指定管理者より、宿帳を保管している棚については、常時施錠するとともに、施設の責任者である支配人が鍵の管理を行うこととし、個人情報の管理方法の見直しを図ったとの報告を受けた。</p> <p>令和元年6月5日に、報告のとおり見直しが図られていることを現地で確認し、引き続き個人情報の管理を徹底するよう指導を行った。</p>                                                                             |
| 建築住宅課<br>(山形県県営住<br>宅・山形県すまい<br>情報センター) | <p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>指定管理者の保有する指定管理業務に係る現金について、現地調査時に実査した結果、帳簿上の現金残高と実際有高との間に差異が生じていた。</p> <p>県は、指定管理者の現金管理について、現金の入出金（本所から各支所への送金取引も含む。）の都度現金出納帳へ記録するとともに、日々の業務終了後手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導すべきである。</p> | <p>指定管理者に対し、現金出納帳への記載を入出金の都度記載することに改め、日々の業務終了時も手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導した。</p> <p>現地調査時の現金残高と実際有高との差異については、指定管理者から、現地調査時後入出金記録を行い一致を確認したとの報告を受けた。</p> <p>また、指定管理者は、平成31年4月1日から、現金出納帳への記載を入出金の都度行うとともに、帳簿残高と実際有高の照合を営業日は毎日実施しており、令和元年5月10日に現地で現金管理の状況を確認し、引き続き現金管理を徹底するよう指導を行った。</p> |

令和元年10月11日印刷  
令和元年10月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県